

事業番号

論点等説明シート

事業名	工賃向上計画支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
	予算額(補正後)	791	502	401	433	
	執行額	464	440	400		
	執行率	58.7%	87.6%	99.8%		
	総事業費(執行ベース)	736	684	651		

事業についての論点等

(注)平成19年度から平成23年度までは「工賃倍増5か年計画支援事業費」として実施

(事業の概要)

障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所[※]の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画(24年度～26年度)」の取組に対する支援を行う。

特に、障害者優先調達推進法(平成25年4月1日施行)の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。

※ 雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対し、就労や生産活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行う障害福祉サービス事業所

(事業メニュー)

- 基本事業(補助率1/2) :経営力育成・強化、技術向上、経営コンサルタント派遣による個別事業所の工賃引き上げの推進、事業所職員の人材育成
- 特別事業(定額(10/10相当)) :共同受注窓口設置の推進、好事例の紹介・説明会の実施、事業者の経営意識の向上

(論点)

以下のような論点から、障害者の工賃水準を向上させるという政策課題に本事業が寄与しているか、効果を検証すべきではないか。

- 専門家の派遣を受けた事業所、研修会や説明会へ参加した事業所の工賃向上の実績を把握するなど、事業の効果について検証を行うべきではないか。また、成功例とそうではない事例を把握して事業改善の参考とすべきではないか。

- 各事業所及び都道府県で目標工賃を設定しているところではあるが、本事業の効果検証を実施するため、国としても、本事業に係る成果目標(アウトカム)の設定が必要ではないか。

	単位	21年度	22年度	23年度	目標値
成果実績	円	12,695	13,079	13,586	—
達成度	%	—	—	—	—

- 工賃向上の効果と当該事業の費用とを比較検証し、事業内容の見直しを検討することが必要ではないか。

- ・ 障害者施設[※]における平均工賃の推移 12,222円(H18) → 13,586円(H23) 【増減率111.2%】
- ※ 就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設
- ・ 行政刷新会議「事業仕分け」(平成21年度)評価者コメント【工賃倍増5か年計画支援事業費】
「コンサルタント派遣事業はやめて障害者の賃金が上がる他の選択肢を検討すべき。」
「選択と集中で成果が現れ始めているところにしぼるべき。成果を見る必要あり。」

- 障害者優先調達推進法[※]の施行を踏まえ、予算以外の手法での目的達成も検討すべきではないか。

- ※ 障害者就労施設等の受注機会確保のため、その供給物品等に対する需要の増進等を図る。
 - ・ 国等の責務及び調達の推進
 - ・ 公契約における障害者の就業を促進するための措置等
 - ・ 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供